

嵐山消防団特別点検

11月は嵐山消防団の最大イベントである特別点検が行われます。消防団員が消防操法や放水訓練、分列行進など規律ある姿を皆さんに披露します。どなたでも見学できますので、この日のために訓練を重ねた嵐山消防団の勇姿をぜひご覧ください。

日時 平成25年11月10日(日) 午前8時から
場所 嵐山町役場駐車場
問合せ 小川消防署嵐山分署 ☎62-3890



©嵐山町 2011

当日は朝6時にサイレンを吹鳴（団員召集信号）します。
 火災とお間違えのないようご注意ください。

秋の全国火災予防運動 11月9日(土)～15日(金)

◆重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (5) 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底

◆防火ポスター展

とき 11月9日(土)～17日(日) 開館時間内
ところ 小川町民会館 1階ロビー
内容 火災予防をテーマにした小学4年生の作品

◆防火ポスター表彰式

とき 11月9日(土)
 午前10時00分から11時00分
ところ 小川町民会館 2階ホール

消すまでは 心の警報 ONのまま

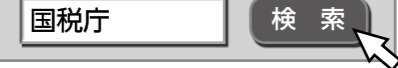
住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 1 寝タバコは、絶対やめる。
- 2 ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 5 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 6 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 7 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合せ 小川消防署指導係 ☎72-3565
 ※比企広域消防本部ホームページ
<http://www.hiki-saitama.jp/119/>

税を考える週間

11月11日(月)～11月17日(日)は「税を考える週間」です。今年は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割や国税庁のICT化・国際化に対する諸施策について紹介します。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください(www.nta.go.jp)。



<ICT化を通じた納税環境の整備>

国税庁では、申告・納税の際の納税者の利便性の向上を図るため、ICT化を通じた納税環境の整備を進めています。

具体的には、「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax」の改善のほか、国税庁ホームページにより、納税者が適正に申告・納税が行えるよう納税の意義や税法の知識、手続等について様々な情報提供を行っています。

また、ダイレクト納付やインターネットバンキング等を利用した電子納税といった多様な納付手段を導入しています。

<税の役割>

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、様々な行政活動を行っており、その活動のために必要な経費を賄う財源が「税金」です。

国税の多くは、納税者自らが税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する「申告納税制度」を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的に履行することが必要です。

国税庁では、この納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、様々な納税者サービスの充実を図っています。

<国際的な取引への対応>

国税庁では、国際的な取引への対応として、国際的租税回避への対応をはじめとした適正・公平な課税の実現のための取組、国際的な二重課税の防止等のための相互協議、租税条約等に基づく情報交換を行っています。

また、内国税の適正な課税・徴収に資するため、平成24年度税制改正により、「国外財産調書」の提出制度が創設されました。

平成25年分所得税の青色申告決算等説明会のお知らせ

税務署では、青色申告決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、下記のとおり説明会を開催いたします。

説明会で使用する資料は、当日、会場で配付します。講師は税務署が依頼した税理士が行います。

なお、会場の所在地などは、関東信越国税局のホームページにも掲載されていますので、併せてご覧ください。

記

対象	開催日	開催時間	会場
全ての青色申告者	12月12日(木)	午後1時30分～午後3時30分	小川町役場 3階大会議室 小川町大塚 55
	12月13日(金)	午前10時～午後12時	東松山市民文化センター 大会議室 東松山市六軒町 5-2
	12月13日(金)	午後1時30分～午後3時30分	



◎ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

問合せ
 東松山税務署 個人課税第1部門 記帳指導担当
 ☎0493-22-0991